|  |
| --- |
| **医療法人幕内会　昭和大学・山王台病院**  **医療技術内視鏡手術トレーニングセンター利用約款** |

**医療法人幕内会**

**昭和大学・山王台病院医療技術内視鏡手術トレーニングセンター利用約款**

この約款は、医療法人幕内会（以下、「甲」という。）と昭和大学・山王台病院医療技術内視鏡手術トレーニングセンター内の甲が管理する施設等（以下、「S-TEC」という。）の利用者（以下、「乙」という。）との間の施設利用について規定するものであり、別途特約がある場合を除き、以下の規約を適用する。

（定義）

1. この約款について、施設等の利用とは、甲の管理するラボ室その他の

施設、設備及び機器並びに甲が提供する動物実験等に係るサービスを乙が利用する場合をいう。

（実験場所及び施設名）

1. 茨城県小美玉市高崎1461-1

医療法人幕内会　昭和大学・山王台病院医療技術内視鏡手術トレーニングセンター

（S－TECにおける実験及び研修内容）

1. 実験動物の胸部、腹部の臓器を用いて人体に寄与するための手術

のトレーニング。

2.　前項以外の手術で医療法人幕内会山王台病院動物実験研修倫理委員会（以

下「倫理委員会」という。）で認めた場合はこの限りではない。（例として婦人科、

眼科、整形外科、耳鼻咽喉科等によるS－TEC利用の申込があったとき。）

1. 実験に用いる動物は生後3ヶ月程度の子豚、体重40ｋｇ程度とする。

（乙の資格）

1. S－TECの利用者は以下のとおりとする。
2. 医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、医学系学生、その他医療従事者。
3. 医療法人幕内会山王台病院動物実験研修倫理委員会で認めた者。

（サポート業務内容）

1. この約款に基づき、甲が乙に提供するサービスは以下の通りとする。

(1) 実験に用いる動物の事前準備及び事後処理

(2) ①第1、第2、第3、第4、及び第5ラボ室並びに附属設備及び附属医療機

器（オプションを含む）  
②講義室及び附属設備

③更衣室、シャワールーム、トイレルーム典用

(3) 手術室用術着及びディスポーザル製品の準備

(4) 手術室用麻酔管理（鎮静、気管挿管、術中の麻酔管理、麻酔に関する薬剤・機材提供）

(5) 運営及び作業補助（乙が行う具体的な作業の補助、管理等）

(6) その他、乙と協議し決定された業務

2. 乙が受けるサービスの内容は、見積書の内容により異なる場合がある。

（仮予約及び契約の成立）

1. 乙は、前条に定める施設等を利用する場合、以下の手続きを行うものと

する。

1. 実験希望者は、甲へ希望する実験の概要を連絡し、利用条件内容を確認する。
2. 甲が掲載するホームページ（<http://sannoudai.or.jp）上、又は電話等にて>  
    ラボ仮予約を行い、実験予定日を確保する。
3. 乙は実験日が確定し本予約に至るまでに、「動物実験計画・申請書」 及び  
   「S-TEC利用申込書」を甲に提出する。
4. 甲は、上記(3)にて受付後、関係書類一式を医療法人幕内会動物実験研修委員会 へ進達し、審査承認を受ける。甲は承認後速やかに乙へ見積書を発行する。 乙が見積書を受領、承認した時点で本契約が成立する。

（再委託）

1. 公は乙の承諾を得ずに、サポート業務の一部又は全部を第三者に委託す

ることはないが、業務外の内容において乙の希望がある場合のみ依頼を受け、甲と連携した専門会社に外注することがある。

（契約のキャンセル）

1. 乙は前条の利用契約成立後、乙が利用を取りやめる場合には、自然災害

等によるやむを得ない事情以外は以下のキャンセル料を支払うものとする。  
(1) 利用日の前々日及び前日　見積額の50％

(2) 利用日当日　見積額の100％

（利用時間）

第10条　基本利用時間帯は午前9時から午後5時とする。なお基本利用時間帯の変更については、乙からの事前申し込みに基づき、甲乙協議の上決定する。また当日における利用時間の延長等については、甲の承諾を得た場合のみ可能とし、乙の当日の基本利用時間帯以外の利用については1時間を単位とし、単位時間に満たない端数は当該単位時間として計算した上で別途追加料金を請求する。  
  
（対価支払方法等）  
第11条　甲は乙に対し、実験終了後又は乙からのキャンセル通知を受けた後、速やかに利用料又はキャンセル料の請求書を送付し、乙は当該請求書を受領した日から60日以内に甲指定の銀行口座に振り込み支払う。なお振り込み手数料は乙が負担する。

（遅延利息）  
第12条　乙が第8条に規定する利用料金等の支払いに遅延したときは、その遅延した額と期間に応じ年14.6%の率を乗じて得た遅延利息を支払わなければならない。

（機材等の搬出入）  
第13条　乙は機材等を搬入又は搬出する場合、甲に事前に連絡し、許可を得た上で乙の費用負担と責任において搬入し、また搬入された機材等のラボ実験中及び終了後搬出するまでの管理一切の責任を負う。  
  
（遵守事項等）  
第14条　乙はS-TECを利用するにあたり、次の項目を遵守する。

・ 飲食喫煙等は甲の指定した場所で行う。  
・ S-TEC内で事前に甲から許可を受けていないエリアに侵入しない。  
・ 天災等の緊急避難時は甲の指示に従う。  
  
（期限の利益の喪失、解除等）  
第15条　乙が次の各号の一に該当したときは、甲より何らかの催促を受けることなく、甲に対する一切の債務につき支払期限の利益を失い、即時残存債務を一括して甲に弁済しなければならない。この場合、甲はこの約款を解除し、かつ損害賠償を乙に請求できるものとする。  
(1) この約款及び利用契約の条項の一に違反したとき

(2) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は整理、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら整理、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、若しくは破産を申し立てたとき

(3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手につき不渡り処分を受ける等支払停止処分状態に至ったとき

(4) 営業の停止又は解散の決議をしたとき

(5) その他、資産、信用状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

（損害賠償）

第16条　乙はS-TECを利用するにあたり、S-TEC内設備や機器及び甲の一切の

機材・機器を用いるに際して、故意又は過失により何らかの損傷、破損、滅失等

の損害を発生させた場合には、乙の責任において当該損害を修復し、設備品等を

原状回復させる。甲が甲の責に帰すべき事由により、乙の物品を損傷、破損、滅

失等した場合は、甲はその損傷等を補償する。

（免責事項）  
第17条　甲は、地震・風水害等の天災、又は甲の責に帰さない火災、盗難若しくは諸設備の故障等による乙の損害については、その責を負わないものとする。  
甲は甲が行う修理、変更、改造を講じたことによる諸サービスの低下、及び供用部分の使用停止に伴う乙の損害についてはその責は負わないこととする。  
  
（個人情報）  
第18条　甲はサポート業務に際して、乙から提供された個人情報に関しては、別紙１個人情報規定に従い取り扱うものとする。  
  
（秘密情報）  
第19条　甲及び乙はS-TECでの実験に際して、相手側より開示、貸与又は提供を受けた一切の情報のうち、秘密情報であることを明示したもの（以下「秘密情報」という。）について、これを秘密に保持し、第三者へ開示、漏洩、又は本契約その他の合意事項の範囲外の用途への流出を行ってはならない。  
秘密情報は以下の情報を含まない。  
(1) 開示を受けた際、既に公知であるか、開示後、受領者の行為によらず公知と  
　 なったもの  
(2) 受領者が開示の時点において保有するか、開示後、第三者から秘密保持義務   
 を負うことなく合法的に入手したもの  
(3) 受領者が独自に発見ないし開発したことを証明できる情報  
  
（譲渡の禁止）  
第20条　甲及び乙は、本契約により生ずる一切の権利義務の全部又は一部を相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に譲渡できない。  
  
（約款の変更）  
第21条　甲は、この約款及びこれに付随する定めを変更することがある。この場合、利用料及びその他の条件は変更後の約款となる。  
  
（協議）  
第22条　本約款に定めのない事項及び契約各条の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙双方は誠意をもって協議の上解決する。  
  
（専属的合意管轄）  
第23条　本約款及び利用契約に基づく訴訟においては、水戸地方裁判所土浦支部を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。  
  
（存続条項）  
第11条（対価支払方法等）、第15条（期限の利益の喪失、解除等）、第16条（損害賠償）、第18条（個人情報）、第22条（協議）、第23条（専属的合意管轄）は、契約終了後といえども存続する。

制定：2018年4月1日

別紙１

**個人情報取扱特記事項**

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

1. 甲乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理

するにあたって個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2　甲乙は、この契約による事務を処理するにあたって知りえた個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。  
2．甲乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、前項の規定を尊守するように必要な措置を講じなければならない。  
3．前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）  
第3　甲乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざんの防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託等の禁止又は制限）  
第4　甲乙は、この契約による事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲が書面により承諾した場合はこの限りではない。

（目的外使用の禁止）  
第5　甲乙は、この契約による事務を処理するにあたって知りえた個人情報を、相手方の承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）  
第6　甲乙は、この契約による事務を処理するにあたって、相手方から貸与された個人情報が記載された資料等を承諾することなく複写、又は複製をしてはならない。

（事故発生時の広告義務）  
第7　甲乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのある事を知ったときには、速やかに相手方に報告し、指示に従うものとする。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

（契約解除及び損害賠償）  
第8　甲乙は、相手方が個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

（収集の制限）  
第9　甲乙は、この契約による事務を処理するにあたって個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。